

市民まちづくり活動支援事業の概要

1. 事業目的

市民との協働のまちづくりの推進及び合併後の新市の一体感の醸成を図るため、地域振興基金を活用し、自主性のある市民参加の新たなまちづくり活動を支援。平成19年度より事業を開始している。

2. 事業概要（抜粋）

（1）応募できる団体

市内に活動拠点を有する非営利活動団体（市民活動団体、自治会、ボランティア団体、NPO法人等）で、平素より自主活動について他の機関・団体から資金的援助（協賛金、寄附金を除く）を受けていないもの。広域コミュニティ活動については、延岡市区長連絡協議会に所属する複数の区が参加する団体。

（2）対象となる事業

市内において、原則として新たに実施する公益性の高い活動を対象とする。

①まちづくり活動

- ・市民公益活動（一般的なボランティア活動、イベント開催などの活動）
- ・コミュニティ活動（地域福祉、防災、防犯などの地域住民活動）

【※特定地域において従前より行なわれているイベント（まつり、祝賀会等）は対象外】

②伝統文化活動

各地域、集落に残る伝統文化・歴史文化の継承活動の一環として必要な、衣装や道具類の整備

③課題解決協働活動

市が提示した課題に対し、市民の発案による課題解決を図る活動

※令和8年度の課題に基づくテーマ

『市民活動による「防災力向上」と「共助」の仕組みづくり』

『愛宕山笠の御碕公園でのイベント実施による賑わい創出』

『地域のきずなを活用した、共助で生活を支援できるような体制づくり』

④広域コミュニティ活動

地域コミュニティの活性化を目的として、長年、広域的に開催されているまつり

（3）事業種類ごとの補助率、補助限度額等

補助対象事業の種類	対象経費の補助率	補助限度額	継続期間
① まちづくり活動	5分の4以内	50万円 (2年目、3年目はそれぞれ前年度交付額の3分の2以内)	最長3年
② 伝統文化活動	10分の9以内	100万円	1年のみ
③ 課題解決協働活動	10分の9以内	50万円	最長2年
④ 広域コミュニティ活動	3分の1以内	40万円	制限なし

注：補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。